

国立民族学博物館大学院委員会規則

平成16年4月6日
規則第 9 号

(設置)

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）に、本館が行う大学院教育並びに総合研究大学院大学（以下「総研大」という。）との緊密な関係及び協力に関して必要な事項を審議するため、大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学院教育に関する事項
- (2) 特別共同利用研究員の受入れに関する事項
- (3) 本館と総研大との緊密な関係及び協力に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副館長（研究・国際交流・IR 担当）
- (2) 副館長（企画調整担当）
- (3) 総研大人類文化研究コース長（以下「コース長」という。）及び同副コース長
- (4) 研究協力課長
- (5) 館長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第5号に掲げる委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日とし、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、第3条第3号に掲げるもののうち、コース長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、大学共同利用機関法人人間文化研究機構特別共同利用研究員規程第5条から第9条に規定する事項を審議する場合は、委員の3分の2以上の出席がなければならない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員及び委員以外の職員をもって構成する。

3 専門部会長は、委員長が指名する。

4 専門部会に関する事項については、別に定める。

(意見の聴取)

第9条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年2月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。